

第五十一回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和四十一年四月七日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 志賀健次郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 小島 徹三君

理事 横山 利秋君

理事 今松 治郎君

理事 佐藤 孝行君

理事 秋山 徳雄君

理事 和 君

出席國務大臣

自治 大臣 永山 忠則君

出席府政委員

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長)

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

四月七日

委員青木正君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

委員鍛冶良作君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の名で委員に選任された。

○島上委員 大臣は十一時に地方行政委員会に呼ばれるので、それまでの間大臣に二、三の問題について伺いたいと思います。

一昨日の堀委員の質問にもございましたが、選挙制度審議会は、いままでの経緯からしまして、いま取り上げておられる問題の次には、参議院の選挙制度問題を審議することになろうと私は思います。いま政府の審議会を整理しようという考えも一方にあるようですけれども、選挙制度審議会はこの次には参議院の選挙制度の審議に入るといふことは、いままでの経緯からして当然のことのように私は思います。というのは、衆議院の定数のアンバランスは、必ずしも十分ではありませんけれども、訂正を答申して、これを実行しました。そのとき、すでに参議院も地方区の著しいアンバランスが生じておって、これも当然のこととして直さなければならぬという議論がありました。選挙制度審議会でもこれを取り上げる。さらに、今度の衆議院の選挙区制がどのような答申をされるか知りませんが、その衆議院の選挙区制の改正と参議院の制度の改正と、これまた無関係ではないと思うのです。そういうような問題が残っておりますが、私は、いま申しましたようなままでのいきさつからしまして、少なくとも参議院の地方区のアンバランスの問題、さらに衆議院の区制改正に關連する改正という問題も出てくると思われまますので、第五次審議会にそれが諮問されるものと考えますが、大臣のお考えを伺いたい。

○永山國務大臣 国勢調査の結果、アンバランスを生じておりますことはお説のとおりでございますが、参議院の選挙は、衆議院と多少趣を異にいたしまして、三年ごとと半数ずつが改選されるのでございまして、複數制を各地区とおられるわけでございます。衆議院には、御存じのように、国勢調査の結果を勘案してという規定がございますが、参議院にはその規定がございません。そういうような関係で、また、地域性を非常に強く取り上げておられるような点もございまして、人口比率を中心の配分ということとは性格が違つて、地域性が強く取り入れられておるのでございしますが、しかし、お説のように、非常なアンバランス等もございしますので、この点は、引き続き参議院の關係につきましても選挙制度審議会の御審議をお祈りいたします。また、定数として二名のところ、一名一名改選、つまり、定数としては二名のところが、二名改選するうちに定数四名のところよりも人口が多い、こういうところが幾つか出てくるのですから、このアンバランスは衆議院よりもっと極端なわけですね。三年ごとと交代して改選する二名の定数のところが、四名の定数のところより人口がずっと多くなつて、こういう現状は、地域性を考えたからといって、そのままでは、いり理屈は出てこないと思うのです。それから、三年ごとと改選するから、必ず偶数でなければならぬということも、私はそう突き詰めて考える必要はないと思うのです。しかし、その議論はここでやる必要はありませんが、いづれにしましても、その他の改正も検討を要するものがあると思つて、私はぜひやるべきであらうと思つております。

ただ、その際に、これは今度の選挙制度審議会の際にも強く非難されておる一つになっておりますが、あらかじめ政府がこういう改正をしようという腹を持っておつて、それに合うようなメン

バーを委員にするというふうな委員の委嘱のしかたは、真に公正な世論を反映する審議会にならぬと思つておられる。その点はぜひ政府において次の第五次審議会発足の際には考へてもらつて、公正な審議会の発足を実現してもらいたいと思つて、これは私は希望しておきます。

それから、今度の第四次審議会の答申でございしますが、これは熱心に、かつ慎重に審議して關係と、問題が大問題である關係で、やむを得なかつたことですから、答申の時期が、当初の予定から事実上だんだんずれてきておるわけですね。どういふ答申が出来るか、今国会に法案として提出できないであらうことは、これは常識的にはつきりしてゐるところです。

そこで、第二に伺いたいのですが、たしか第四次審議会の発足の初總會であつたと思つて、自治大臣は、答申を尊重して次の選挙からこれを實行したい、こういう発言をされておりました。これに対しては、ある者は大いに歓迎し、頼もしく思つた者もありましようし、ある者は、少しく整率ではないかと思つた者もあるうし、まあ受け取りようはいろいろありましようが、それはいづれにしましても、次の選挙から実施したいという、あるいは実施するといふ大臣の當時のお考えは、今日では私は変わつていようかと思つて、いかがでしようか。

○永山國務大臣 私の記憶いたしておる範囲では、次の選挙からやると言つたようにはちよつと記憶いたしておりませんが、新聞關係等でそういった意味のニュアンスが出ておるようによも考えられておるのでございしますが、しかし、これは堀委員にも申しましたように、民主主義議會制度の根本に觸れる問題でございしますので、断じて独走したり個人的な考へ方等でこれを推進するといふ考へは、ございせん。答申はもちろん尊重いたしま

すけれども、国会の各党派等の意見並びに国民の世論等の動向を十分尊重いたしまして、これが実現の時期につきましては十分御意思を尊重してやるようにいたしたいと考える次第でございます。

○島上委員 いまの世論の動向及び各党の意見を聞きながら慎重に扱うという事は、私はまさにそうあるべきだと思つたので、けっこうですが、特に運動面の一部改正といったようなことはたしかにはありませんけれども、区制を変えるというようなことは、これはもう与野党公正に争う土俵、ルールを大変更することですから、特にどこかの党に有利なり、他の党に不利になるというような、党利党略的な改正はすべきではないと私は考えます。これをもっとはっきり言うならば――まだ出てきませんから、出てこないのに私も最終的な意見は申しませんが、全部の野党がこぞって反対するような案がもし出てまいりましたならば、そういうものについては強行して実施するような態度はとるべきではない。全野党がこぞって反対するということは、野党に不利だから、また、制度として理論的にも正しくないからそういうことになると思いますが、かりに全野党がこぞって反対するような案がもし出た際には、私はこれを強行するようなことをしてはならぬと考えます。大臣の答弁を伺つてみますと、各党ともよく相談してということですから、私とそういう点ではほぼ一致しておるかとも思いますけれども、念のためにひとつ伺つておきます。

○永山国務大臣 私は、委員の皆さんがきわめて高い次元の識見を持たれておる方であることをも信じておりますので、答申そのものが、一党一派あるいは党利党略というふうなことになるまい、公正なものが出ることをも期待をいたしておりました、また、答申が出ましたあとにおきまして、絶対的に一党の利益を中心にするというふうなものであつてはならぬと考へておられますので、十分ひとつ各党の意見をお聞きいたしまして、公正な取り扱いをいたしたいと考へておる次第でございます。

○島上委員 いまの御答弁をもう少し突っ込んで伺いますと、答申を受けて法案として提出する際に、政府はいままでよく、各党の意見を十分に聞くから、ひとつ大いに審議してくださいといつて法案を出してしまつて、委員会あるいは本会議の場で各党の意見を十分に聞くから、十分に審議してください、こういう場合と、それから、答申を受けて法案としていつどういふものを出すかというその扱ひの段階で、国会に出す前段階の段階で各党の意見を聞いたり相談したりするという場合と、いままでも二通りあつたと思うのです。これは、事柄の性質上、法案として出してしまつて、国会で適当にやらない、各党で十分資料を出して審議しないといふような扱いをするべきものではなくて、いままでだつて、答申を受けたことをそのまゝ一〇〇%のみの形には出しておりませんから、答申を受けて、その受けたものの中からどういふものをいつ出すか、どういふ形を出すかという、法案として固め国会へ提案する前の段階で各党と相談するものと、いまの大臣の答弁を私は理解しておりますが、いかがでしょう。

○永山国務大臣 民主主義を基本とするものでございまして、いまの委員におきましても各党の意見を十分お聞きいたしておるような次第でございまして、やはり提案の前におきまして十分ひとつ御意見を拝聴いたし、国民の世論等を洞察いたしまして提案をいたし、提案後においてもまた十分御審議をいたしたいと考へておる次第でございまして。

○島上委員 それから、これは私のかつてな予想かも知れませんが、解散は早いと見ています。解散風というものは、吹いてくると、坂から石をころがすようなもので、だんだんスピードがついてくるのです。これは私の政治的な勘ですが、まあ年内には解散必至だと私は解釈しています。そうすると、一方では区制の改正が――年内解散に間に合はせるといふと、これはいかなる改正でも至難です。私は、不可能に近いほど困難だと見ています。しかし反面、それに間に合はせ

るように改正しなければならぬものもあると思うのです。選挙運動面の改正とか、私はいま第二委員会に直接行つていませんけれども、記録等で見ますと、選挙運動は候補者個人本位から政党本位に移行する、そうして政党中心の運動にする、そういう点では一致しているようでございまして、そうするには、言論、文書を主とする、本来政党の活動であるべき方面についてはいゆる自由化しようというふうな意見が強く出ているように、具体案も出ているようでございまして。そういう点であるとか、それから、この前、改正の寸前になって、自民、社会、民社三党の意見が一致して、これでいこうかといふところで、民社党が少し心境の変化を来したためにお流れになつたテレビの利用というのがあるのです。選挙の際にテレビを各党の時間割りをしてきめて――これはイギリスなんかでも時間割りをきめてちゃんとやっておりますが、かなり効果をあげております。そういったような問題、次の選挙には必要と思われ、かつ、各党の意見が容易に一致して改正できそうな問題も私はあると思うのです。そういう問題については、答申されたから、それを全部一定の時期に――まとめてして処理しなければならぬというものでもない私は思うのです。現に政府がいままでどういふふうな答申のうらみ、次の総選挙には各党がぜひこういふふうにしたい、しかも意見が一致した、そういう部分が出てくるだろうと思うのです。そういう部分については、世論の動向や各党と相談しながら慎重に扱

わなければならぬ部分と切り離して、いま私が言つたような部分については、秋の臨時国会冒頭にも提出されるという、そういう取り扱いをなさる考へがあるのか、伺いたいと思ひます。

○永山国務大臣 そのときの情勢になつてみなければわからないのでございますが、観念論といたしませば、旧来も、選挙の直前に、各党が一致をいたしましたもの、すなわち、それが世論の動向に一致しておるような緊急なものに対しては、やつた事例もございまして、そのときの情勢に應じまし

て、よく皆さんと御相談の上で、絶対必要性のあるものは御審議をいただく場合があるかとも考えますが、これはその状態になつてみまないと、予断を許さぬことでございます。

○島上委員 その点はそう慎重に逃げてくてもいいでしょう。各党が意見が一致して、この次の選挙にはこういう改正が必要だといふ部分が答申の中に私は必ず出てくると思ひますから、そういう部分については相談してやりましようと言つた方がいいと思ひますが、いいです、それは慎重な御答弁でもけっこうですが、政府がやらなければ、その答申の部分の、われわれが必要と思はれるものを議員提案で出す用意もしなければならぬわけですから、そこで伺つておるわけなんです。私はぜひ、各党が一致して、この次の選挙にはこの改正は必要だ、テレビの利用はひとつ時間をどういふふうにして利用するようにしようとか、文書をどういふふうにかいたようにしようについては、次の選挙は、答申がおくれたから、その他の部分もみんないまの法規でやろうという考へでなしに、それこそ前向きに考へてもらいたいと思ひます。

それからもう一つ、時間が長いから、最後に伺つておきますが、解散風がだんだん吹きつゝつてまいりまして、実際は各地方で選挙運動がかなり行なわれているのです。これはおおむね適法な事前運動かもしれないけれども、中には、どうもどうかと思はれるような、道義的にももちろんだし、法律的にも逸脱していると思はれるような事前運動が行なわれている。これは国会が済んだらさらに一段と輪をかけて盛んになつてくる。ですから、いま私が言つたように、必要な法改正は答申の中から分けてでも早くやれというものは、その点からももっているわけですが、現行法でもそういう逸脱した事前運動は取り締まられるし、また取り締まるべきだと思ひます。取り締まりを励行して、今度の選挙は前の選挙よりは幾らかましであつた――大いにましであつた、こういうふうになればなおいいのですけれども、前の選挙よりもっとひどい、こういうことにはだけはしたくない

いと思うのです。これは何党のためではなくて、国会の権威のためにそう思いますが、こういう点に対しては大臣何かお考えになつていらつしやいますか。

○永山国務大臣 今後の推移等を見まして、事前運動その他諸種の法規に相反する行動が出る状態でございますならば、十分ひとつ警告を発し、さらにそういうことのないように万全の措置をするよう十分努力をいたしたいと考える次第でございます。

○島上委員 今後の推移を見ましてではなくて、もう現に出ているのですよ。その現に出ているのがどんだん大規模になり悪質化するということは必至なんですよ。ですから、これは通り一ぺんのなまやさしいことでは防止できませんよ。私はいまから予言しておきます。そうして、この次の選挙は、前回の選挙にさらに輪をかけた不正、腐敗の選挙になるといふことになれば、これは私も自民党を非難攻撃することは知っていますよ。しかし、国会の権威のためにそうさせたくないから言うのです。もう時間だから、これは答弁していただいてもいただかぬでもいいが、とにかくよほどしっかりとやらなければ、あなたがいまここで答弁したことは、全く通り一ぺんのおさなりの答弁であつたという非難を後日受けることになると思いますよ。そういう非難を受けないように、さらに、いま言った国会の権威を保ち、各党のためにも、そういうことにならぬようにしっかりとやってもういたい、こう思います。

○永山国務大臣 お説の点はひとつ十分注意をいたしまして、民主主義の議会を守るために、国会の権威を守るために努力をいたしたいと思ひます。

○鑑治委員 関連して。いまの問題ですが、これは現実においていづいぶん行なわれて、われわれから見ると、目に余るものがあるのです。ところが、ここぞとこれを押えられないようなふうなんだ。ここぞとつ大臣にどうでも押えてもらわなければならぬということを私は申し上げたいので

すが、たとえば、今度出るだろうと思う人が、いろいろの名目をつけて村々を寄付して歩きます。これは、選挙のために寄付をしてはならないという規定に違反してゐることは間違いない。そこで、こんなことはいかぬじゃないか、こう言う

と、どうもまだ選挙が始まらぬものだから、呼んでみて、おれはやる気はないのだと言われるとどうしようもないのです。こういうことなんですよ。そういうことでやっているとすれば、われわれもやらなければ負けるんですから、やります

が、私はやっちゃいかぬと思うからやらないのに、ほかの者がやっているといることを現実に見のがしてゐるということは、これは許すべからざることでおもうのです。私はしばしば注意するのですが、そういうことを言うて、なかなかやうやられない。あるいは、選挙運動の予備があるかないかと、そういうことまで言うてようやらぬの

ですが、これはいま言うとおりの、この人は出られだろと思う人が村々を寄付して歩くのです。これはいいと思ひますか。もしあなた方がいいとおっしゃるならば、われわれやらなければならぬから、家を売つてもやります。けれども、それはいかぬのだとあれば、われわれだけがいかぬで、ほかの者はいいということはいかぬ。いかぬなら、みんないかぬことにしてもらいたい。たと

えいかなる技術的のことを考えられてでもその点はやらなければいかぬと思うが、私はいつも注意するのだけれども、ようやらぬのですよ。これはあなたの方では嚴重にやる意思があるか、それとも、そういうものをほっておいてもいいと思はれるか、これをひとつ御答弁願ひたい。

○永山国務大臣 具体的な問題については十分検討させていただきますが、いやくも法に触れるような行為があるならば、ひとつ厳に注意もし取り締まりもするとうよう努力をいたしたいと考えてます。

○横山委員 私も関連して一言。

全く同僚委員の意見に同感なんですすが、私はまた別な角度からあえてどうするのだということ

すが、東京に汚職が出た、新潟に汚職が出た。兵庫に汚職が出た、熊本に汚職が出た、四国に汚職が出た、各地方自治体の汚職は、ほとんど大なり小なり選挙につながつてゐるわけですよ。そうして、その処分というものが適当に行なわれてお

る。適当というのは、いいところかげんという意味です。ですから、現在までの選挙違反に関する問題について、司直の手が――たとえば新潟でもそうですが、起訴になるか不起訴になるか怪しいものだといわれている。そして新潟地検では、も

しもこれを不起訴にするようだったたら職を辞する、私はやめると強硬派が言つてゐる。そういうような地方自治体は蔓延してゐるこの選挙に関連いたします汚職、これが行政運営の面においても不十分、それから検察においても不十分、こんなことなら、鑑治さんじゃないけれども、おれもやれやということになる。

それから第二の面は、公共事業の繰り上げ促進の動きです。公共事業の繰り上げ促進というものは、いままで役所が、あるいは公職者が、そういうような土木工事の人たちに接触するのを、身を正しくするためになるべく避けておつた。ところが、早くやれ早くやれと言ふものだから、業者を呼んで、早くやれ、何とか知恵をつけて教えてやる、こうして便宜をはかつてやるということ

を促進しておるようなものだ。これは私は大蔵大臣にも言つておるのですけれども、ある意味では汚職を促進する温床になつてゐる、こう言つておる。そうですよ。そういうことになりやすい温床だと思ふ。ですから、大蔵省としては、この間、公共事業の繰り上げ促進に関連して十分注意するようにと指示を大蔵委員会の質疑応答の中で出してもらひました。これは自治省としても十分

考えなければならぬと私は思ふのです。しかも地方自治体は来年選挙ですよ。衆議院はこととして、そういうところへ、ずっと津波のように公共事業の繰り上げ促進が国、県、公団、公庫、市町村を通じて行なわれるという点についても配慮をしなければならぬと思ふ。どうなんです。

○永山国務大臣 地方自治体がえりを正してやらなければいけないことは申すまでもございせんので、それにはやはり汚職等選挙につながる違反に對しましては厳に取り締まる、その処罰も公正であらねばならぬことは言うまでもございせんので、今後とも十分ひとつ厳正公正な処断をいたして、国民の意思にこたえるようにいたしたいと考えてます。

なお、公共事業繰り上げ等が汚職につながらないよう十分注意を喚起せなければならぬということも、お説のとおりでございますから、その責任者である私といたしましては、公共事業促進連絡会議等種々催しがございしますので、これに關係知事との懇談会を近く総理とともにやることになつておりますので、これらの場を通じまして、ただいまの御注意の点は、十分ひとつさようなことのないように努力をいたしたいと考へます。

○島上委員 選挙局長に伺ひますが、今度の改正条文について申しますと、二百七十一條の二項、昭和四十一年一月一日現在において設けられてゐる都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が、当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなかつた場合においても、当分の間、第十五條第二項の規定にかかわらず、条例で当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。この点

ですが、つまり、いままで一人区であつたところが、人口の移動によつて一名出すほど人口がいなくなつた、隣の区と併合するか何かしなければならぬという場合のことをさしてゐるのだと思ひますが、そういう一名も出せなくなるような都道府県議員の選挙区が幾つあります。

○長野政府委員 都道府県議員の定数でございしますが、今度の国勢調査の結果によりまして私どもが報告を得ましたところでは、現行の条例定数総計の比較では七十四人ばかりふえる予定のようでございます。そういたしますと、総数が二千七百六十二人くらいになるようでございます。その

うちで、府県によりましては、府県の中で人口が非常に移動しておりますが、東京とか大都市に集中したということもございしますが、そういうことで、府県の特に出る村部と申しますが、そういうところで人口が非常に減っております。そして、県全体でも減っている場合もありますが、県の中でも、たとえば県庁所在地のような都市に人口が集まるというような傾向がございまして、いまわかつておりましたところでは、全国で八カ所くらいのとこに、そういう府県の議員の定員をもって人口を割って得ました一人当たりの平均人口の半数に満たないような都市ができるというふうに見えております。市と申しますのは、これは非常に特異な例でございしますが、福岡県の炭鉱地帯の中の山田市で人口が非常に激減をいたしまして、それでそのようになっております。

○島上委員 その全国八カ所、たとえば広島県二カ所、秋田県一カ所、何県一カ所というようになことをちょっと言ってください。わかるでしょう。

○長野政府委員 これは各県たいへん近接しておりますのであれでございしますが、わかっているところを申し上げます。静岡県一カ所、安倍郡という郡でございします。三重県一カ所、鈴鹿郡でございします。京都府が二カ所、北桑田郡、熊野郡。広島県が二カ所、沼隈郡、甲奴郡。山口県が一カ所、佐波郡。福岡県が山田市でございします。そういうのがいまわかつているところとございします。

○島上委員 これで衆議院の選挙区についていえば、同一選挙区で二つあるところがありますか。

○長野政府委員 はっきり調べておりませんが、そういうところはないのではないかと思います。

○島上委員 ぼくが聞いたところで指摘します。が、広島県のこの二つは、衆議院の同一選挙区で、永山大臣の選挙区であるということ聞いておりますが、そうですか。どうですか。

○長野政府委員 失礼いたしました。甲奴郡と沼隈郡は、広島県の第三区、同じ区でございします。

○島上委員 それでは永山さんの区ですね。私のほうに、いまここに持ってきてないが、投票が来ているのですよ。永山大臣がかなり前から、私が大任をしているうちは、この定員をゼロにする活動していったら、選挙運動と結びつけて活動していったら、そういう投票が来ているのですよ。いま聞いたら、なるほどというあれをしましたが、そういうことになる、これは問題だということになるわけですね、その事柄自体はともかくとして。

この質問は、またこの次に大臣が来たときに残しておきますが、それで、この八カ所でも、ゼロになるべきところを二に減して残しておくわけですね。そのことのために、いままで二名であつて、人口比例からいえば当然三名になるべきところなのに、二名に据え置かなければならぬという結果を生ずるところが出てくると思うのですが、そういう点どうでしょう。ゼロになるべきところが二になつていくというところは、三になつていくところになるとか、あるいは四になつていくところが三にとどまるというところが県全体として出てくるはずで、理屈からいって、そういうことはありませんか。

○長野政府委員 この改正規定をいたしまして考えた場合は、人口の急激な移動に伴いまして、郡市の区域を単位としての県議員の選挙区というものが、少数の人口の差によりまして維持できなくなることがあるかという問題でございします。やはり府県の行政が、どちらかといひますと、むしろ市町村の行政をカバーしてあり、ある面では、弱小な市町村に対しては府県行政がよりカバーをする必要もあるわけですね。そういう点からいいますと、人口だけで問題を考えるというだけではあつて、人口だけではあつて、絶対的にそうするということではなくて、そういう特例を、府県全体の事情を考慮して条例として規定をすることもできるということを考えていくことが妥当ではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。したがって、従来一人の定員を持っておりますところが、そのままでありますと一人の定員を維持できなくなりまして

から、ほかの選挙区にくっつくわけですね。そうしますと、その一人が抜けました結果におきまして、他のところで、二人でありましたところが三人になるとか、一人でありましたところが二人になるとか、こういうことになるはずであります。そのはずであつたものが、相変らずこちらで一人を維持するということになれば、そのはずがはずでなくなる、こういう場合があるではないかというお話であります。これはそのとおりでありまして、ただ問題は、いろいろな考え方ができると思ひますが、たとえば、府県の中にございしても、いま申しましたように、一人当たり平均人口の半数に満たないというところは、それが何人かあります。その何人かの〇・五に満たないわけでございます。〇・四九何ぼでも〇・五に満たない。それでも一人維持できない。それから、現在二人ありますところ、あるいは二人になりますところ、たとえば一・三幾らというところでも二人になる、たとえ一・三幾らというところでも二人になる、ようなところもあるわけですね。そうしますと、

○四以上ありまして一人も維持できないが、一・四から三くらいでも二人維持できるという場合も起こるわけですね。確かに話のようなどころがございしますが、また同時に、そういう点から考えますと、そこを必ずしも維持させないほうがいいのだとばかりもなかなか言い切れないのであります。全体を勘案いたしまして、そういうこととふえるべきところもふえないことはけしからぬということであれば、この条例は適用しない、それでもいいから維持したいというところがあれば、この条例を県でつくって維持させてやる、こういうことで選択にまかせていきたいと考えているわけでありまして。

○島上委員 これはやはり問題があるのですよ。これは条例でそうやってもよろしいという程度の改正で、そうしなければならぬとか、ぜひそうしろとかいうことではないけれども、そういうふうにするれば、ふえるはずのところはふえない、もしくは、人口からいえば、ふえるだけの権利といたするか、そういうものがあるところがふえないで、ゼロになるべきところが維持される、そういう不公平が、こういう条例でやってもよろしいとなるとだんだん波及していくではないか、広がっていくではないかということを心配するのです。現にこの前東京都議の定数改正のときに、ほかの府県でもそうでありまして、必ず選挙の前の年の九月の人口に比例して定数を変えているのです。ところが、この前は、二名が一名になるべきところが相当あったのに、それを一名にしない、そのために、四名から五名になるべきところが四名のままに据え置かれたというところが現にあるのです。これは、いままでの定数と人口のたまたまからすると、公平を欠く、適当でないと思うのです。この点はもう少し納得できないものがあります。ゼロになつたからといってその区は全然選挙権から除外するわけではないのですから、隣の右の区なら左の区にくっつけて、それで三名なら三名にすれば、その選挙区から有力な候補者が出れば当選ができる、あるいは当選できないことがあるかもしれないけれども、絶対当選できないとは限らぬ、可能な道が残っている。それをしないで、ゼロになるべきところを一名残しておくというところは、理屈の上からあまり筋が通っていないように思うのです。さっきの永山大臣の云々ということも抜きにしても、そういうゲリマンダーは抜きにしても、理屈の上で筋がすっきりしないように思うのですが、どうですか。

○横山委員 関連して。現行法と改正法とは性格ががらりと変わっていることは、読んですぐわかるのです。現行法は「一又は二以上の島の全部の区域をもって」する区域だ。島ですよ。これは周囲が海です。ところが、改正法はそうではなくして、隣の八百屋とこっちの八百屋とが道路一本、距ててくついているところでもよいということ、これは性格ががらりと変わっている。あなたのおっしゃる通りにここを一にしたら、隣にくつづくべき選挙区がふえるか、ふえないか、おそれる統計はいろいろ調査をされていると思うのですが、この八カ所は〇・何%になつておるの

ういうことはあり得ないだろうと思います。

○横山委員 私に言われると、私も一言答えなければならぬが、一人になつても一人出るといふことが、この法律論からいふならば可能性があると、このことを指摘しているのです。そんなばかげたことは常識が許さぬというならば、この改正案の中に下限があつていい。下の限界ですわね。そういうことくらいは考えなければいかにぬじやないか。法律論としては、条例さえつければ何でもいい。

それは一人ではあまり極端だから、百人ならいいのか、五千人ならいいのか、こういう話になる。これは条例で政治的取引の道具にされるおそれがある。だから、少なくとも、二百七十一条の改正をするとしたならば、まあ幅というのがないのだから、一くちやいけない。この幅が下がないのだから、一人だったら一人出るという理屈になるんだ。それはあなた、ただだけませんよ。

○長野政府委員　そういう御趣旨の考え方ももちろんあると思います。ただ、私どもから考えましても、府県が諸般の事情を考慮して条例で道を開

く、府県の關係の地域を含めて全体の議會として考ふる良識にそれをゆだねたわけであります。そのくらい良識は当然持つて行動をすることであらう。それからもう一つ、下限をきめるというところも、具体的な場所で非常に違うわけでございます。そこも一切府県にまかせるといふかでございます。そういう特例をし得る道を開いたにとどまっております。

○横山委員　こういうことをやりますと、私は予見しますけれども、多数派に有利なときには条例をつくる、ないしはつくらない、こういう結果に

必ずなる。こういう幅を残すことは、そういう意味で邪道におちいる、これが私の意見です。

○志賀委員長 鍛冶君。

○鍛冶委員 だんだん時間がなくなつたので、私は、大体この法律は理論としてはたいへんいい法律だから、あまりむずかしいことを聞きたくない。實際問題としてこれから取り扱う上において注意しておかなければならぬ点を二、三聞いてお

きます。

第一は、改正理由ですが、提案理由の説明を見ますと、抽象的に、選挙人名簿というものは、選挙権の基礎だから、しっかりしておかなければならぬ、こう書いてある。それに違ひなからうが、実際問題としていままでの選挙人名簿では困るんだ、これはやはり間違ひのない、動かないものにならなければならないという基礎理論があったのではないかと思うのですが、それらの点を、いままでの実際から考えておっしゃっていただきたい。こういうことで非常におもしろくなかったから、こういうふうに変更するとこの点はこういうふうになるんだという、こういう何かがあるだろうと思ふのですが、私は私で持っておりますが、政府としてのお考えをひとつお聞きしたい。

○長野政府委員 非常にむずかしいお話でございます。先生のお気に入るようなお答えができるかどうか分かりませんが、永久選挙人名簿というその考え方は、従来から選挙関係者の間ではあったわけでありまして、要するに、名簿についても、戸籍と同じように動かないものをつくっておいて、そして正確性を期していくようにしたい、こういう考え方でございます。それに引きまして、ちょうど、終戦以後でありますけれども、引き揚げ者が非常に多いとか、その当時しばしば選挙が行なわれずとか、いろいろございまして、そのたびごとに選挙人名簿というものを臨時につくってまいったわけでございます。それが現在の補充選挙人名簿という制度に統一されたわけでございます。その結果、名簿の取り扱いというものが戦前と非常に変わりました、ある意味では粗略な扱い、戦前は、聞いてみますと、公民台帳といいますが、むしろ、あらゆる住民把握のお手本になるような正確なものが選挙人名簿であるといわれておりましたのが、戦後におきましてはそういう力というものを失ってしまった。と申しますのは、移動したりなどいたしますときでも、選挙権のある者を一人でも漏れなくくくべしという考え方で補充名簿ができました結果、

疑わしい者でも何でも入れてしまつて載せるという考え方になってしまいました。それで、従前のように、疑わしい者は載せない、あくまで正確な者だけ載せるという考え方がたれてまいりました。その結果が、選挙人名簿全体の正確性というものを非常に失つたことになったようにございまして、同時に、戦後におきまして引き揚げ者あるいは人口の流動に伴います大量な人口の移動というものが相次いでおりますので、一そうそういう混乱した状態になってきたということでございまして、この際永久選挙人名簿に切りかえますと同時に、名簿調製の姿勢と申しますか、態度というものをもう一ぺんしっかりしたものにして、気持ちを切りかえさせていきたい、こういうふう

に考えておるのであります。○鑑査委員 移動があった場合に、厳格に処理をやつてもらわなければ、持つべき選挙権を持たないこともあるし、ないものに選挙権を与えるようなこともあり得ることですから、これは厳格にやつてもらわなければいけません。私は、国におきまして、選挙が始まると、選挙人と選挙管理委員会とけんかをやつて、よく私のところに聞きに来るんだが、ふしぎなんです。別に移動も何もしておらないのに、この前の選挙のときはあったのに、今度はなくなつたといつておこつて来るんだ。今度はどうしてこんなことになったんだ、説明してくれといつても、説明してくれないんだ。おそらく、新しく名簿を書きかえるものだから、書きかえる際に書き落としたりするんだらうと思ふのです。私はいままでも実例をよく見ておるのですが、写すときに写し漏れるんだらう。そういうことになつては、これは非常に悪いと思つておつたのですが、今度はそういうことはなくなるだらうけれども、その反面において、永久選挙人名簿ができまると、変動があった場合に、変動の処理を常時やらぬと、今度はまたいつまでもそのまゝ固定しておるという弊害もあると思ふが、この点はいかがですか。

○長野政府委員 前段のお話は、お話しのとおりでございます。調査をいたしまして毎年名簿をつくり直しますので、写し間違ひ、写し落とすというものもございまして、調査漏れというのもございまして、場所によつて非常に違ひますが、都県地におきましては、調査をいたしました結果に基づいてだけ名簿をつくるようなところがある。せめて前の名簿と照合してくれればいいのですけれども、それはもう時間がないといふことでやらない。そういうことをいたしますと、いまの先生のお話のように、前に載つておつたものを落とすしてしまふというふうなことがございまして、今回はその心配は全くなくなる。それから、固定化してしまつて、いつまでも登録されておるおそれがないというお話でございますが、これは、住所移動をします場合には、必ず永久名簿のカードの上にもすぐ表示をいたしましたから、そうしてよへ移つた者について他の市町村から連絡がございましたら、そのとき直ちに抹消するようにする。それから一定時期が過ぎましたも何の連絡もないという場合でも、一年たてば抹消するといふことにいたす考えでございまして、そういうふうな法律案としては内容を規定しないでいただいております。それでそういうことのないようにいたしたいと思ひます。

○鑑査委員 あなたのところから出ました要綱を見ますと、「第一選挙人名簿への登録手続」の「二」として「選挙人名簿への登録の申出を随時行なうものとする」、これはわかつておるようなことだが、提案理由の説明で、申告主義を原則とするといふ見方、これは「第五 経過措置」から見て、この永久選挙人名簿というものは、大体指定の日において職権で調べたものでも有権者であるというものを有権者名簿としてカードをつくるんでしよう。これが一番の原則でしょう。それがともなるのでしよう。それから後、変動のあった場合に申告をさせる、こういうのでしよう。申告主義を原則とするといふから、これはことばのなかに注意するようですが、わかり切つておることを私はここで明瞭にしておいてもらいたいと思ふのです。指定の期日に調べてこれの者は有権者であるといふことがわかると、第一に名簿をつくつて、それからカードに載せて、これが永久選挙人名簿になるんでしよう。その後において移動があった場合、もしくは漏れがあった場合、これは当事者から申告してそこで初めてやる、こういうことになるのであらうと思ふのですが……。

○長野政府委員 お話のとおりでございます。最初永久名簿というものを出発させますと、現在あります選挙人名簿というものをもう一ぺん修正し直しまして、そして永久名簿として出発をさせる、それがいまの要綱の経過措置に書いてあるわけでありまして、したがつて、経過措置と申しますが、それが一番大切な、永久名簿が発することでございます。そこで永久名簿ができる。そのあとからの追加の登録と、それから変動の結果消したりいたしますときに申告主義でやる、こういうことになるわけでございます。

○鑑査委員 もう一つ聞きたいのは、新しく有権者になった場合、選挙権を得た場合、これも私は当事者から申し出ないでもやるべきものだと思うのですが、これはやるのでしよう。ことし成年に達したということがわかれば、それを調べて選挙人名簿に載せられるのだと思ふけれども、これはどうも当事者が申し出なければいかぬように見えるのですが、そんなことがあったらいいんだと思ふのです。それはどうですか。そういうところから見ると、基礎調査は職権であるし、毎年成年式で名前が出た者、これも職権で載せられるものだと思うが、そうじゃないのですか、いかがですか。

○長野政府委員 成年に達した人につきましても、たてまえはやはり申告をしてもらう、申し出をしてもらふといふことをたてまえにしておりま

ば、申告がなくても職権で登録ができるという道が開いてあります。それは主としていまお話しのような成年に達したとか何とかで、公の戸籍とか何かにはっきりしているものは、無理に申告がなくても載せていけばいいじゃないかという意味で、そういう職権でも載せられる道を開いた次第でございます。

○鑑治委員　そこを私は聞いているのですよ。どうも原則は申告主義だから、申告をやらせる。そんなことで新しく有権者になった若い者に、それはやってもいいとおっしゃるが、もしそうだったなら、やらぬでもいいことになりませんか。それじゃいかぬと思う。新しい者が選挙権を得たというところが選挙管理委員会にわかったら、やはり選挙管理委員会はそれを登録して渡すというのがほんとうだと思ふのです。これはことばのあやのようですが、考え方の根本からそこで変わってくる。選挙管理委員会がわかっていられる以上は登録すべきものだ。そこで問題は、もし登録しなかったら、なぜおまえ登録しないのだ、いや、申告主義が原則だからやらぬのがあたりまえだと言っているのか。これは大事なことでございまして、私は、そういう意味において、最初のときも職権でやるもの、新しく得た者も年々職権でやるべきもの、こういう原則にしておかなければいかぬと思ふますが、これは簡単でいいですから、お答え願ひたい。

○長野政府委員　お話でございますが、考え方はむしろ逆に考えております。このためまえは全部申告主義を原則としていた。成年に達した者も、やはり選挙権を行使するためにはこれだけの手続をして、明らかに自分たちが意識して、そして大切にすることがあつてもいいだろう、むしろ申告主義だけにしようという意見も審議会の中に非常に強かつたわけでありました。しかし、それでは政治に関心をまだ持たないような青年が漏れていくというのではどうかという問題もございまして、明らかにそういうことでわかつておる人については、これは成年式等をおやりになる以上

ははっきりわかるわけでございますから、そういう人については職権でも載せられる道を開いておこうということ副次的にものと考えている。申告があくまでも原則でありますということにしておるのでございます。そのほうが新有権者に対して新たな自覚を与えるということもできるのじゃないかということでございます。

○鑑治委員　理屈ではそういうことを考えられますが、それでは私はどうも不親切だと思ふ。成年に達したということ、町村役場ではわかつていゝのですから。そういうことはあとでまた言いますが、わかつておれば、町村役場でちゃんと選挙管理委員会へ、こういう者が選挙権を持つようになりまして、その報告をしなればならぬというの、一種の義務でしょう。それはあるでしょう。そうしたら、それがわかつていゝ以上は、登録の手続をして渡すということが、選挙管理委員会の任務でなければいかぬと思ふますが、きょうはこれ以上議論してもなんですから、一応考えておいていただきますよう。

○長野政府委員　政令では、登録すべき者というものの基準を、わかり切つたことではありますけれども、一応規定いたしまして、そうしてそれに合わないものは登録できない。わかり切つたことではありますけれども、一応そういう基準をはっきりさしておいて、そうしてそういうもののさしに合つて、これは登録すべきグループだ、これは登録しないグループだ、えり分けをしておく、この決定というのは、そういうえり分けをしておくという事です。

出をした、その紙に何かこれはやるべきものだと書いて、そして登録すべき者、登録すべからざる者、こういうふうにするのか。それとも、何か補充名簿のようなものをこしらえて、これは何月何日に審査をやつたら登録すべき者となつたから、登録せよ、こういうふうにするのか。そういうのは、実際問題であります。これではわからぬから私は聞いたのです。政令でもお出しになるつもりでしょう。この点はただこれだけでいい。

○長野政府委員　政令では取り扱ひの要領をきめることにしたいと思つておりますが、どういう名簿でどういう帳面づけをして整理をしておけというところまでは規定をいたさないでもいいんじゃないかと考えております。したがつて、その申し出の書類と、それを受け付けたり、それを登録者として決定した者のリストをつくる、あるいはカードをそれぞれ必要な資料を整理しておくというに、カードの整理とか、そういうリスト、一覧表にそれを載せるというふうなことはなると思ひます。

○鑑治委員　その次は、申し出について、三月一日と九月一日で整理期間を定めて整理をし、縦覧期間を定めて縦覧させる、こういうことになっております。この縦覧は、何を縦覧させるのですか。名簿を縦覧させるというならば、カードを見せるのはほんとうだろうと思ふのだが、まだ載せぬ先だから、何か一種のいままでの補充選挙人名簿のようなものもあるのですか。何かそういうものがなければならぬと思ひますが、どういうつもりですか。

は、載せるものと決定した氏名、人を縦覧する——人を縦覧すると言つておかしうございしますが、要するに、私どもが常に申しておりますのは、入学試験の合格者の発表と一緒だ。問題は、人が載っているか載っていないかということだ。それを見せ、そしてそれに書いていないとか、あるいは誤載があるということを正す。カードを縦覧するというのは技術的に多少困難な点もあるという事で、氏名を縦覧していく。法律では、今度の二十三条に「登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ」と書いてございしますが、実質はそういう意味であると思ひます。これは実際問題としては書面と書く必要はなかつたわけでございますが、法制当局がどうも何か書かなければならぬということですから、そういうことを書いたわけでございます。

○鑑治委員　私は別に悪いというのではありませんが、そういうことをやっているとまた写ししないんじゃないかと、せつかつたカードが違つていふことになると思ひますから、よほど気をつけなければならぬ。それと、まことにいいことではあります。選挙管理委員会の仕事はこれはいへんです。年に二度これをやるのですからね。そして毎日調査をしておいて、これは有権者になるかならぬか、拒否すべき者かきめておいて、そして三月一日から十日まで整理をして、十日から縦覧させて、それが済んだら登録も行なう、こういうことです。私はたいへんな手数だと思ふのです。こういうことに對して各自治体でどのような補助をされるのか知りませんが、これは相当なものだと思ひます。そしてまた、そういう間違ひがあるとはなはだ困りますから、そこはなるべく間違ひのないような方法で、いづれこまかいことはあなたの方のほうで指示されるに違ひないと思ひますが、その点を注意してもらいたい。

それから三月一日と九月一日と年に二度やるのです。これはいま言うように選挙管理委員会はいへんだから、年に一ぺんぐらいでもいいの

じゃないですか。なぜ二度やられるのですか。

○長野政府委員 従来名簿は大体年に二回くらいつくっているような作業になっております。永久名簿というものが一つありますけれども、年に二回つくる効果は、新しく載せる人のためにあるわけでございますので、やはりそのぐらいの機会に失わないようにするほうがいいだろうということ、年に二回ということにいたしておるわけでございします。お話のように、これによりまして、選挙管理委員が正確な調査をいたします場合には、年じゅうその仕事が残るということになると思ひます。しかし、それにいたしまして、従来のように、選挙の際に補充名簿の申し出者が殺到いたしました、とうてい正確な調査のいともないというようなこと、あるいは、基本選挙人名簿を十月から十二月にかけて二ヶ月間もかけて一斉に調査をして作製するというような、定期的に仕事の集中することを避けられると思うわけでございしますし、そのほうが名簿も正確になるし、必要な仕事も平均的に計画的に実施できることにもなりますので、全体としてはそのほうが合理的な事務処理ができるのではないかと考えております。

○鑑治委員 たびたびやれば移動を厳格につかめるのですから、いいようなものだが、いま言ったように、選挙管理委員会はたいへんです。自治体が相当これに対する補助を出す覚悟でなかったら私はいかぬと思う。そうでなかったら、理屈の上からいへば一度でも済むんじゃないかと思うが、これは後日の議論に残しておきましよう。

とところが、ここに「なお、九月一日の場合には、職権登録も併せ行なうことができるものとす」とある。これはわからないのですが、どういうことですか。三月のときにはそういうことはできないのが、九月のときにはできる、こういうことですか。これは条文を繰って見たが見つからない。ひとつ御説明願います。

○長野政府委員 その点が、先ほど、申告主義だけをとらないと申し上げました点でございまして、職権登録と申しますのは、職権調製をする場合もあるということとをそこに規定しておるわけでございます。三月にはなぜやらなかったかということになります。三月、九月と念を入れて二回職権登録をする必要もないだろう、一回だけあわせて職権登録ができるような道を開いておけばいい、こう考えたわけでございします。従来も職権登録は基本選挙人名簿が年一回でございしますから、それと同じように考えたわけでございします。

○鑑治委員 これはやはり申告主義を原則とするから、申告のないものは、九月一日のときだけ職権でやる、こういう意味ですね。

○長野政府委員 そのとおりでございします。

○鑑治委員 それから、変動のあった場合、死亡したとき、あるいは他の町村へ移動したことがあった場合には、抹消手続をせよ。これも同じく表示後一年を経過したときは、選挙人名簿から抹消する手続をとる。これは向こうで黙っておて申告しなかった場合には、こちらで調べて、そして確かに向こうにおらなかったということがわかったら、職権で一年を経過したらやる、こういう意味ですね。

○長野政府委員 そのとおりでございします。

○鑑治委員 そこで問題は、一口に言えばそういうことがわかったときということになるのですが、こういうことは最もわかりやすい制度にしておかなくちゃいかぬと思うのです。これは大事なことだと思ひます。これは選挙管理委員会がわかったときという意味でしょう。その点についてあなた方はどういうことでわからせる方法をとっておられますか、具体的にその考えをお聞かせたい。

○長野政府委員 問題は、選挙人名簿に登録されておる資格を有しなくなったというものを、どうやって選挙管理委員会が発見してそれをえり分けておくか、こういう問題でございします。これは一選挙管理委員会だけでもなかなか困難ではないかという御意見もございします。したがって、今回法律の中で新しく条文を加えさせていただこうと思っておりますのは、市町村と選挙管理委員会

とが、あらゆる機会に住民把握に関する資料を整えますが、そういう場合には、相互に通報いたしまして、すき間のないようにしていくということ、できるだけそういうすき間をつくらないようにする。もう一つは、今度は選挙人名簿をいつでも閲覧に供するというにいたしまして、そして住民の側から、こういう人はいます、いますというのをいつでも申し出ができるようにする。本人がわからぬときでございしますので、行政当局と有権者の側と両方からこのすき間を埋めていくということよりほかにいたした方ないかと考えまして、そういう規定を新しい二十八条という条文の中に加えさせていただいておるわけでございします。

○鑑治委員 これは私も見ましたが、互いに通報しなければならぬと書いてある。そういうことをここで言たって、やらなければどうもけんかにもならぬですから、住民登録係が移転通知をもらった以上は直ちに選挙管理委員会へ知らせるか、先ほど言ったように、成年式をやつて、この者はこゝから選挙権があるということを係の者がわかったら、その者が選挙管理委員会へ知らせなきゃいかぬとか、そういうことを何かで規定しておかなくては十分いかぬのじゃないかと私は思うのですが、これは何か、通達であろうと政令であろうと、そういうものを厳格にやつてもらいたいものだと思ひます。そうでないと、なかなかうまくいかぬのじゃないかと考えます。

それと、もう一つここで考えたのは、整理期間だの縦覧期間がありまして、そのときに選挙が始まってくるのとあとへ延ばすことになっておりますね。そこで、これはしかたがないかもしれぬが、もうあなたの方で前にちゃんとそのたびごとに決定してあるんだから、選挙権がないということとはわかつているんですよ。しかるにかかわらず、期日がこないというので選挙権があることにするという場合が出てきませんか、それから、あるものをないことにするという場合が出てきたりしませんか。このことは非常に不都合を生ずると思ひ

ますが、これはどうです、やむを得ないですか。

○長野政府委員 選挙権のない場合につきましては、そういう事実を知ったときには直ちに名簿のほうに表示をいたしますから、それは選挙権がないというより分けの符牒でございしますから、その場合には、選挙にやつてまいりまして、投票を拒否いたします。

○鑑治委員 一年たてばですか。

○長野政府委員 一年たちませんでも、それは直ちにいたします。ただ、お話し、選挙権があるということを含めておるのにもかかわらず、名簿に載つてないということであれするじゃないかという点は、これはどうも、定時登録という原則に立ちます限り、その原則に例外をつくることは避けなければならぬと思ひますので、これはやむを得ないというふうに考えております。

○鑑治委員 これはひとつ考えておいてもらわぬと、苦情の出るところですね。

それから、この特別選挙の場合ですが、三十条の天災事変の場合というのは、どういう場合ですか。天災事変で名簿が焼けたたり失つたりした場合を予想しておられるのですか、この「調整しなればならぬ」というのは。

○長野政府委員 そのとおりでございします。

○鑑治委員 その次に、二百六十九条の特別市ですが、これはぜひぶん条文がむずかしくてわからぬが、特別区を設けたものは、独立の市ではないけれども独立の市町村と同一の取り扱いをする、こういう意味でございしますよな。

○長野政府委員 条文が非常に複雑なかつたことになりましてあれでございしますが、これは特別区ではございしません、いわゆる五大市でございします。指定都市でございします。指定都市につきましても、普通の場合には区を市とみなすわけでございしますけれども、選挙権とか、登録すべき者の決定の選挙権の要件等につきましては、区を市とみなさないで市の区域を市とみなすのだ。これはあたりまえのことでございますが、そういうふう

に

とが、あらゆる機会に住民把握に関する資料を整えますが、そういう場合には、相互に通報いたしまして、すき間のないようにしていくということ、できるだけそういうすき間をつくらないようにする。もう一つは、今度は選挙人名簿をいつでも閲覧に供するというにいたしまして、そして住民の側から、こういう人はいます、いますというのをいつでも申し出ができるようにする。本人がわからぬときでございしますので、行政当局と有権者の側と両方からこのすき間を埋めていくということよりほかにいたした方ないかと考えまして、そういう規定を新しい二十八条という条文の中に加えさせていただいておるわけでございします。

○鑑治委員 これは私も見ましたが、互いに通報しなければならぬと書いてある。そういうことをここで言たって、やらなければどうもけんかにもならぬですから、住民登録係が移転通知をもらった以上は直ちに選挙管理委員会へ知らせるか、先ほど言ったように、成年式をやつて、この者はこゝから選挙権があるということを係の者がわかったら、その者が選挙管理委員会へ知らせなきゃいかぬとか、そういうことを何かで規定しておかなくては十分いかぬのじゃないかと私は思うのですが、これは何か、通達であろうと政令であろうと、そういうものを厳格にやつてもらいたいものだと思ひます。そうでないと、なかなかうまくいかぬのじゃないかと考えます。

それと、もう一つここで考えたのは、整理期間だの縦覧期間がありまして、そのときに選挙が始まってくるのとあとへ延ばすことになっておりますね。そこで、これはしかたがないかもしれぬが、もうあなたの方で前にちゃんとそのたびごとに決定してあるんだから、選挙権がないということとはわかつているんですよ。しかるにかかわらず、期日がこないというので選挙権があることにするという場合が出てきませんか、それから、あるものをないことにするという場合が出てきたりしませんか。このことは非常に不都合を生ずると思ひ

ますが、これはどうです、やむを得ないですか。

○長野政府委員 選挙権のない場合につきましては、そういう事実を知ったときには直ちに名簿のほうに表示をいたしますから、それは選挙権がないというより分けの符牒でございしますから、その場合には、選挙にやつてまいりまして、投票を拒否いたします。

○鑑治委員 一年たてばですか。

○長野政府委員 一年たちませんでも、それは直ちにいたします。ただ、お話し、選挙権があるということを含めておるのにもかかわらず、名簿に載つてないということであれするじゃないかという点は、これはどうも、定時登録という原則に立ちます限り、その原則に例外をつくることは避けなければならぬと思ひますので、これはやむを得ないというふうに考えております。

○鑑治委員 これはひとつ考えておいてもらわぬと、苦情の出るところですね。

それから、この特別選挙の場合ですが、三十条の天災事変の場合というのは、どういう場合ですか。天災事変で名簿が焼けたたり失つたりした場合を予想しておられるのですか、この「調整しなればならぬ」というのは。

○長野政府委員 そのとおりでございします。

書き直したわけでございます。

○綴治委員 特別区はどういう取り扱いをするのですか。

○長野政府委員 特別区のはうは、全く特別区そのもの、一つの特別区を一つの市とみなしてしまいうわけでございます。ただし、五大市のほうは行政区でございまして、それはそういうふうにはみなせないということで、従来は、この規定の關係が、特別区のところは二十三区を通じて三カ月の住所要件ということがやっておりますので、それを五大市のほうへ引っぱってございまして、そののですが、今度は特別区のはうの規定を落としましたので、五大市のほうの規定に新しく加えたものでありますから、そちらのほうが複雑なように見えますけれども、実質は同じです。

○高橋(朝)委員 関連して簡単に二点ほど伺います。ちよつといまの綴治委員の質問に関連してありますが、私ちよつと心配だと思つておられるのは、この案の底を流れておるといふまいしょうか、自治省のお考えになつておられるのは、申告主義を原則とする、こういう考えが一つある。そしてまた一方で、職権主義を併用するといふまいしょうか、これを加味していくという考え方とあるのですが、そのところがどちらかへ徹底しておられないと、実際に選挙権のある者が名簿に登録されない場合がある、それから登録されておられる者の中に虚偽がある、それから維持する場合がある、この二つが心配なわけですから、申告主義をとられて、そして申告しなかつた場合に、一体、それを保証するといふまいしょうか、担保するといふまいしょうか、そういう制度といふものはお考えになつておられないのじやないかなと、こう感ずるのですが、どうなんでしょうか。申告といふのは一つの義務として、その義務を履行することにいつて何か保証的な規定があるのかどうか、そこをひとつお伺いしたい。

それから、職権主義といふのであれば、よほど選挙管理委員会は事実の調査に力を入れなければ

ならないと思うのですが、その調査を正確になし得るだけのことを考えておられるのかどうか。私これがこれをお尋ねいたしますのは、たとえば新しい有権者、すなわち成年に達した有権者がある場合に、本籍地でそのまま選挙権があるというふうに見るべきではないのであつて、やはり成年に達し、かつ、そこに住所を有しておられなければならぬわけですね。住所がどこにあるかといふことは、いまの実情からすればなかなか容易でないわけですね。生まれたところによらずとも住所はない、本籍地に必ずしも住所はない、そういう事例は最近において特に多いと思うのです。ですから、本人が申告すればいいのですけれども、申告することについて何ら保証がないということになると、それでは選挙管理委員会が職権で住所がどこにあるかといふことを調査するとなると、これは非常に手数がかかつて、実際問題としては容易でないと思つておられる。ただ戸籍等で、本籍地で満二十歳になった者があれば、それを全部この名簿に登録するといふならば、一つの方法でしようが、それは事実上反した間違ひの登録が行なわれる。そのところを正確に、かつ漏れなくやる方法についてどういふふうに考えていらつたかといふこと。それから、この規定を通じて職権主義といふものが採用されておられるのですが、一体、選挙管理委員会においては、住所の変動等について正確にそれを調査していくだけの体制ができておられるかどうか。法律にそういうふうな規定してある、実際問題としてそれが行なわれていないといふことになる、空文にもひといふような結果になつておられる。それから、その点で私非常に心配しますのは、一度選挙人名簿に登録されて、本人は届け出をしない、そういうときに、この規定からすれば、選挙管理委員会において調査をして、資格を有しなくなつたからというので、その旨を表示して、表示後一年を経過したら選挙人名簿から抹消すると、こうおっしゃるのですけれども、その資格を有しなくなつたということが、死

亡というふうなことであれば、これはわかりやすいでしようけれども、住所の変動というふうなことにについては、本人が届け出をしなければ、なかなか容易に調査できないと思つておられる。そうすると、住所を他に移動しておられるにもかかわらず申告もしない、そして選挙管理委員会の正確な調査も行なわれぬというふうなときには、虚偽の登録されたものがそのままずっと持続する、そしてその持続することによって、かつて住所を有して選挙人名簿に登録されておつたところで選挙を行なうことが、いろいろな意味において非常に都合が悪いといふようなときには、これはむしろ故意に悪用されるわけなんです。よほどしつかりしないと、私は思ふのです。よほどしつかりしないと、そういうことを防止できないのではないかなと思つておられます。

重ねて申し上げますと、申告主義に対して、これを徹底せず、義務づけて動行すだけの担保、保証といふものが一体あるのかどうか。それから、選挙管理委員会が職権行使をやらうとするときに、実情の調査といふものが徹底して行なわれるようになつていかなければならぬかといふこと。そしてあわせて、自治省当局の考え方の中に、選挙権といふものは、それは自分の権利だから、これを尊重し、これを行使する熱意のある者だけが行使すればよいので、本人は申告もしない、選挙管理委員会が調査も徹底しないときには、選挙人名簿に漏れておつても差しつかえないのだといふようなお考えがあるのか、それらの点についてお尋ねいたします。

○長野政府委員 申告主義を原則とするといふたてまえを現在としておりますが、これに対しては、先ほどお話がございましたように、そうすると、職権で登録をしてやる余地を大いに認めるべきだといふ御意見がすぐ出るわけですね。職権主義でやるということになれば、それでは住所の実態の把握が十分でなからうといふ御心配がすぐ出るわけですね。要するに、いづれにもそれぞれ長所、短所があるわけですね。しかし、選挙権の行使とい

うことは、単なる住民の権利というよりは、むしろ公選職といふものを選任する一つの国家的な、国家の構成員としての任務もあるわけでありまして、そこで申告主義を原則として、そういう政治的な自覚の高い人を中心にものを考える。職権といふのは実態との遊離というふうな議論もありまふので、職権併用ということになる。この場合は、お話にありますように、はっきりと住所がある、そしてそこに選挙資格がある人としてむしろ公証されたような資料のある人について、職権登録といふものをいたしたい。それ以上に広げまして、一斉に世帯を調査してどういふふうな考へて、まことにこれはっきりした明瞭な者だけを載せるといふことに考へましてやうていきたい。しかし、そうだからといふまでも、選挙に無関心な者は載せる必要がないのだ、こういうことを考へておられるわけではごうもありません。やはり選挙権を有しておられる者はなるべく登録すべきもので、その意味では、機会ありますたびに、選挙人名簿の制度の変わりましたこと、その取り扱いにこうすべきだといふようなことを十分徹底したいと思ひます。今回そういう意味から名簿の閲覧、縦覧といふものも年がら年じゅうやるようにいたします。それから便宜供与といふような意味では、名簿の写し等もできるだけ自由に手に入れやすくしたいといふようなことを考へております。体制ができるかといふお話でございますが、選挙管理委員会といたしまして、不正確なままの名簿をつくつてよろしいという理由は一つもございせん。これはやはり十分関係方面の認識を得まして十分な体制をつくつて、あくまでも正確な名簿を維持していくように努力をしまひたいと思ひます。

住所を移動しながら、もとのところで相変わらず名簿に載せておいて、選挙のたびに投票する、こういうケースにつきましては、これはたとへば選挙の際の投票入場券は前の住所にいくわけでございますが、こういうようなことか、あるいは

徴税、通学その他の関係で、住所の移動というものがはつきりいたしました場合のデータを得るとかいうようなことによつて実態把握につとめるということになるのははいたし方ないと思います。それにいたしまして、現在の名簿の正確性からいいますれば、総体として非常に正確なものに近づくことは、これはもう明らかであらうと思うわけでございます。ただ、まれに非常な悪意で作為を施してやうしてやうておるといふようなもの一切が直ちに発見できるということは、これはなかなかむずかしいかと思ひますが、できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○高橋(朝)委員 もう一つ、これは法律の解釈、私もその点はあまり研究してないのですが、いまの、住所を他へ移転しておるにもかかわらず、もとの住所の市町村の選挙管理委員会で名簿に登録されておる場合に、いよいよ選挙権を行使するといふようなときに、かりにもうその人は一カ年も前にその住所を離れておるのだ、すなわち、選挙人名簿には虚偽の登録が行なわれておつたのだというときに、一体選挙権の行使といふものはそれをさせないようになす方法があるのかどうか。すなわち、実態は、その公共団体の選挙管理委員会の名簿に登録されておるものは虚偽といふことになるわけですが、それがはつきりしたようなときには、もう選挙権なしと断定することができるのかどうか、そのところをお伺いしておきたい。

それから、あとは希望ですが、申告主義を原則とし、職権主義を併用していくというときに、いづれも不徹底になる。これはさつきも申し上げたとおり、申告も励行されない、また、職権調査も不徹底だということになると、実質上は有権者でありながらも選挙人名簿に登録されない者が、たとえば初めて成年に達して選挙権を得たというやうなときには、相当あり得るわけです。それから住所を移動したような場合にもまた、そのまま放置されるというような場合も相当あると思うので、両方併用すれば、いかにも武器はそろつてお

るやうなふうに通うと、私は間違いだと思ふのでして、どちらかに徹底したほうが正確を期せられるのではないかと思ふのですが、併用するといふ考え方もあり、その運用いかんが問題になるわけですから、将来、選挙管理委員会等の啓蒙運動等において、やはり申告の励行、そうして虚偽登録の取り扱いはどういふふうにするかといふこと等についてのPR、それから選挙管理委員会自体のでき得る限りの正確なる調査の励行等々を十分徹底してやうていただきたいといふことを希望するわけですが。

○長野政府委員 市町村から住所を移しておりまして選挙権がないといふことであれば、それはいまでも直ちに表示をしまして、これは選挙権がない者としてえり分けをするわけでございますから、そのときにわかっても、えり分けと同じで、投票の拒否をするといふことでございます。

○志賀委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる十二日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会